

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗に関する届出を変更する旨の届出について、縦覧に供する。

平成十四年五月二日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 株式会社河内屋
所在地 岡山市青江字精進坊四二三番地一
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社河内屋
所在地 岡山市蕃山町一番四号
代表者の氏名 代表取締役 河内 正美
- 3 変更しようとする事項
(騒音対策)
 - (1) スロープ下の自家発電機の稼働時間を午前九時から午後九時までに短縮する。
 - (2) 建物南側の排気口について、フードを取り付け騒音を軽減させる。
 - (3) 騒音予測地点C付近について、騒音軽減のため商品搬入用ケース置き場の位置を荷捌き施設内に変更する。
 - (4) 立体駐車場については、民家に近い二階部分の利用を制限するため、午後九時以降バリカを立て駐車できないよう制限する。
 - (5) 従業員駐車場について、午後十時以降は民家近くに駐車している車を民家側から遠ざけるよう移動する。
 - (6) 駐車場の側溝のグレイチングに吸音材を取り付ける。
 - (7) アイドリングや空ぶかし防止のため、駐車場内に広告物を設置する。

二 届出年月日

平成十四年四月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
平成十四年五月二日から平成十四年九月二日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県商工労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課
及び岡山市